

業 務 委 託 契 約 書

発注者 南部町 と受注者 は、社委第 54 号 名川 B & G 海洋センタープール濾過器用濾材交換業務に関し、次のとおり（ただし、第 5 条（B）、第 16 条（B）を除く。）契約を締結した。

（委託業務）

第 1 条 発注者は、名川 B & G 海洋センタープール濾過器用濾材交換業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを誠実に履行するものとする。

（委託場所及び業務内容）

第 2 条 この契約に基づく業務場所及び内容は、次のとおりとする。

- （１）業務場所 南部町名川 B & G 海洋センター
- （２）業務内容 別冊仕様書による

（業務期間）

第 3 条 契約の業務期間は、本契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 2 4 日までとする。

（委託料）

第 4 条 委託料は、¥.....とする。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥.....）

（契約保証金）

第 5 条（A） 契約保証金は、¥.....とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、受注者がこの契約を履行した後に還付するものとする。

第 5 条（B） 契約保証金は、免除する。

（検査及び引渡し）

第 6 条 受注者は、業務を完了したときは、業務完了届により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から 10 日以内に目的物について検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項後段の規定による通知を受けたときは、当該目的物の引渡しをしなければならない。

4 受注者は、第 2 項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各号の規定を適用する。

（委託料の支払）

第 7 条 受注者は前条第 3 項の規定による引渡し後、請求書により発注者に対し請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して 30 日以内に、受注者に対し委託料を支払うものとする。

(再委託の禁止)

第 8 条 受注者は、発注者の承認があるときを除き、本契約による業務を第三者に委託してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第 9 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により予め発注者の承認を得たときは、この限りではない。

2 発注者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容を変更することができる。

(業務の調査等)

第 10 条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第 11 条 発注者は、必要ある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して決定する。

(委託期間の延長)

第 12 条 受注者は、天災その他その責に帰することができない理由により、履行期限までに業務を完了できないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を付して期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者及び受注者が協議して決定する。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第 13 条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）のために必要が生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する理由による場合においては、その額は、発注者及び受注者が協議して決定する。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第 14 条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により委託期間内に業務を完了することができないときは、遅延利息の支払を受注者に請求し委託期間を延長することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、委託料に年 3.0 パーセントの割合で計算して得た金額とする。この場合において、遅延利息の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除等)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の契約違反その他不正行為により契約の目的を達成できないと認められるとき。
- (2) 受注者の責に帰する事由により、受注者がこの業務の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号のほか、この契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反したとき。
- (4) 正当な理由により、発注者及び受注者いずれかが契約の解除を申し入れたとき。

(契約保証金の帰属)

第 16 条 (A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第 6 条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第 16 条 (B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又はその端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を委託料から控除するものとする。

(解除の損害及び異議)

第 17 条 第 15 条の規定により発注者が本契約を解除しても、受注者は発注者に対して損害及び異議の申立てをすることができない。

(秘密の保持)

第 18 条 受注者は、本契約による業務に関して知り得た秘密及び個人情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 19 条 受注者はこの契約による事務を処理するため、個人情報を取り扱うに当たっては、別記 1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(暴力団の排除)

第 20 条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記 2「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(その他の協議事項)

第 21 条 本契約の履行について生じた疑義及びこの契約書に定めのない事項については、法令その他慣習に従うほか、発注者及び受注者が協議して決定するものとする。

本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 8 年 月 日

発注者 青森県三戸郡南部町大字平字広場 2 8 番地 1
南部町長 工 藤 祐 直

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、受注者の事務所(工場及び発注者の指示又は承認がある場合にあっては、当該指示又は承認に係る場所を含む。)において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別記 2

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、南部町暴力団排除条例(平成23年9月条例第14号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とのこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。